

医療法人けんゆう会  
介護老人保健施設さわやかセンター  
(訪問リハビリテーション)  
(介護予防訪問リハビリテーション)

**【利用約款及び重要事項説明書】**  
(契約書)

# 介護老人保健施設さわやかセンター

## 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 利用約款（利用契約）

### （約款の目的）

**第1条** 医療法人けんゆう会介護老人保健施設さわやかセンター（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### （適用期間）

**第2条** 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。

### （身元引受人）

**第3条** 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と同連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### (利用者からの解除)

**第4条** 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

### (当施設からの解除)

**第5条** 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

### (利用料金)

**第6条** 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

### (記録)

**第7条** 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

### (身体の拘束等)

**第8条** 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

### (虐待防止に関する事項)

**第9条** 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとするものとします。

- (1) 施設における虐待の防止のため、対策を検討する委員会を、定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
  - (2) 施設における虐待防止のための指針を整備します。
  - (3) 施設において、職員に対し、虐待防止の為の研修や訓練を定期的実施します。
  - (4) 措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

### (秘密の保持)

**第10条** 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

**第 11 条** 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

**第 12 条** サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### (要望又は苦情等の申出)

**第 12 条** 利用者、身元引受人は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

#### (非常災害時の対応)

**第 13 条** 当施設は防火管理者を配置し、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならないものとします。

- 2 従業者は常に災害防止と安全確保に配慮し毎年 2 回非常災害訓練を実施することとします。

#### (感染症及び衛生管理)

**第 14 条** 当施設は感染症、食中毒は発生又は、まん延しないように防止のための指針及びマニュアルを整備し、感染委員会を定期的に開催するとともに従業者に対する研修を行ないます。

#### (ハラスメント対策について)

**第 15 条** 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。また、利用者及び家族に対しても同様の措置を講じます。

#### (賠償責任)

**第 16 条** 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### (業務継続計画の策定について)

**第 17 条** 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していきます。

### (個人情報の保護)

**第 18 条** 当施設は、利用者の尊厳を守り守秘義務を励行する施設理念の下、個人情報について取扱いの重要性を認識し、これを保護するための利用目的を以下のとおり定めます。

#### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理、
  - －会計・経理
  - －事故等の報告、
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出、
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究
  - －居室における氏名の掲示
  - －グループワーク等における作品と氏名の掲示
  - －施設行事の際の写真撮影と掲示

#### 【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

### (利用契約に定めのない事項)

**第 19 条** この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 重要事項説明書

あなたに対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供開始にあたり、厚生省令37号に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業所概要

事業所名称	医療法人けんゆう会 介護老人保健施設さわやかセンター 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
事業所番号	4570501009
指定年月日	平成29年6月30日 （法人分割前：平成20年6月9日）
所在地	宮崎県小林市堤3008番地1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 尚原 正昭
管理者名	佐藤 英明
電話番号	0984-25-1234
FAX番号	0984-24-1748

## 2. 事業の目的と運営方針

- (1) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）は、要介護状態、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。
- (2) 当事業では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険訪問リハビリテーションサービスの提供に努める。また、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わないこととします。
- (3) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は身元引受人に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (4) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとします。
- (5) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその身元引受人の了解を得ることとします。

## 3. 事業所の従業者数及び勤務の体制

医師（管理者）	1名以上	（介護老人保健施設及び園田病院と兼務）
作業療法士	1名以上	（常勤兼務）
理学療法士	1名以上	（常勤兼務）
言語聴覚士	0名以上	（常勤兼務）

令和6年4月1日現在

#### 4. 営業時間

営業日 月曜日～土曜日（ただし、12月31日～1月3日までは除きます）  
営業時間 午前8時～午後5時（土曜日のみ午前8時～午後0時）

#### 5. 通常の実施地域

小林市（旧須木村、野尻町を除く）  
上記該当地域外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

#### 6. サービスの内容

主治医の指示に基づいて、要介護者、要支援者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又は身元引受人に説明し、同意を得て、当該計画を交付します。

#### 7. 利用料とその他費用の額

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その定められた額とします。また、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

（別紙「利用料説明書」）

また、当事業所は、利用者又は身元引受人から上記に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する方に対して領収書を発行いたします。

#### 8. サービス提供の手順

サービス提供の手順としては以下の通りです。

##### ①利用申込み

（ご本人又は身元引受人の方が直接申し込みに来られるか、居宅介護支援事業所を通してご相談にこられるか等です。）

##### ②被保険者証の確認

（介護保険の被保険者証を確認します。確認時に介護保険の申請を受けていない方の場合は必要な説明をいたします。）

##### ③利用約款及び重要事項説明書による説明と契約

（ご自宅にお伺いし、重要事項説明書にて説明、同意、交付をおこないます。）

##### ④当事業所医師の診察後、リハビリテーション計画の作成

（担当介護支援専門員のケアプランをもとに、心身の状況等の把握をした上で計画書を作成、同意、交付をおこないます。）

##### ⑤サービスの提供

##### ⑥利用料の受領、領収書の発行

（毎月末締め翌月の15日に請求書を発行し、ご自宅に郵送、又はお届けします。その後20日にご指定の口座より引落しをさせていただきます。）

※もし、20日に引落しが困難であった場合、直接お支払いしていただくか、翌月に2回分お支払いいただくこととなります。



## 9. 苦情等相談窓口

要望又は苦情等については下記の苦情相談窓口申し出ることができ、又は、備え付けの用紙等で所定の場所に設置してある「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

### (1) 当事業所のご利用者相談・苦情担当

① 介護老人保健施設さわやかセンター 訪問リハビリテーション リハビリテーション部チーフ	ご利用時間 月～金 午前8時～午後5時 連絡先 0984-25-1234
② 介護老人保健施設さわやかセンター 訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション従業者 ※①が不在の場合	ご利用時間 月～金 午前8時～午後5時 連絡先 0984-25-1234

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

小林市役所 健康福祉部 長寿介護課	電話番号 0984-23-1140
えびの市 介護保険課 介護保険係	電話番号 0984-35-1111
高原町 総合保健福祉センターほほえみ館 介護保険係	電話番号 0984-42-2550
小林市地域包括支援センター	電話番号 0984-25-0707
小林保健所	電話番号 0984-23-3118
宮崎県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 0985-35-5301
宮崎県 福祉保健部 長寿介護課	電話番号 0985-26-7058

## 10. 秘密の保持について

- 1、乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2、乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3、乙は、甲又は甲の家族の個人情報を用いる場合は、甲又は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において甲又は甲の家族の個人情報を用いませぬ。

## 11. 記録の保管について

サービス提供の記録については、2年以上の期間を定めて保管します。また利用者や身元引受人が記録の閲覧及び謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし謄写の場合は写し分の実費が必要となります。

## 12. 賠償責任

訪問リハビリテーションの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。  
また、利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連携して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

13. 緊急時の対応

緊急時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、利用者の主治医へ連絡を行い医師の指示に従います。また主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。

ご家族等が不在の場合、下記の緊急連絡先にご連絡をいたします。

緊急連絡先氏名	(続柄 )	
電話番号	①	②
住所		

主治医		
電話番号		
所在地		

介護老人保健施設さわやかセンター訪問リハビリテーション利用同意書

令和 年 月 日

(乙) 当事業所は、甲1に対する居宅サービスの提供開始にあたり、甲1、甲2に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

説明者(乙) 名称 医療法人けんゆう会  
 介護老人保健施設さわやかセンター  
 訪問リハビリテーション  
 所在地 宮崎県小林市堤 3008 番地 1  
 氏名

(甲) 私は、重要事項説明書に基づいて、乙からサービスの内容及び重要事項の説明を受けました。また、貴事業所が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私の個人情報を契約の有効期間中に用いることに同意します。

利用者(甲1) 住所  
 氏名  
 代筆者 ( )  
 代筆理由 ( )

身元引受人(甲2) 住所  
 氏名

【 本重要事項説明書第6条の請求・明細書及び領収書の請求先 】

住所  
 氏名 (続柄 )  
 電話